

再犯の防止等の推進に関する法律案に対する修正案要綱

- 一 法律の目的に、犯罪をした者等の円滑な社会復帰を促進することを加えること。 (第一条関係)
- 二 基本理念に、再犯の防止等のための指導は、未決の者、刑の執行を終えた者その他その地位に鑑み指導の対象とすべきでない者に対しては行わないものとする旨の規定を加えること。 (第三条第五項関係)
- 三 その他所要の規定の整理を行うこと。